

# サブソサイエティ新設・統廃合の手続きに関する覚書

2024年8月4日制定

2025年4月12日追記

ESS 庶務幹事

## 1. 目的

サブソサイエティの新設・統廃合に関する手続きに関して、下記を目的として本覚書を定める。

- (1) 「基礎・境界ソサイエティ運営規程」および「サブソサイエティ運営規程」で明文化されていない具体的な手続きを文章化すること。
- (2) 手続きに関するスケジュールを示すことにより、拡大運営委員会開催が年1回で済むようにすること。

## 2. サブソサイエティ新設のための手続き

### 2.1 サブソサイエティ設立趣意書の作成

サブソサイエティ新設の発起人は「サブソサイエティ設立趣意書」を提出する。設立趣意書の雛型を別添資料に示す。設立趣意書は必ずしも雛型のとおりでなくてもよいが、「基礎・境界ソサイエティ運営規程」および「サブソサイエティ運営規程」に定められたサブソサイエティ設立要件を満足できることが明らかになるように、必要事項を明記すること。

### 2.2 スケジュール

- (1) サブソサイエティ新設の発起人は「サブソサイエティ設立趣意書（案）」を作成し、第3回運営委員会（例年9月開催）に付議する。
- (2) 第3回運営委員会では、新設審議のための拡大運営委員会開催の可否、および、設立趣意書修正の可否を審議する。
- (3) 拡大運営委員会の開催が認められた場合、会長および庶務幹事は、第4回運営委員会（例年12月開催）にあわせて拡大運営委員会を開催するよう手配する。発起人は、第3回運営委員会での審議を反映し「サブソサイエティ設立趣意書（案）」を修正した「サブソサイエティ設立趣意書」を作成し、庶務幹事が指定する期日までに拡大運営委員会資料として提出する。
- (4) 拡大運営委員会では、提出された「サブソサイエティ設立趣意書」を審議し、認否を決定する。
- (5) 新設が認められた場合、会長はその旨を理事会に報告する。

### 3. サブソサイエティ統廃合のための手続き

サブソサイエティを廃止する場合には、サブソサイエティ長は、廃止する理由を説明する「サブソサイエティ廃止申立書」を提出する。廃止申立書の様式は任意とする。手続きのスケジュールは2.2項に準じる（同項における「設立趣意書」を「廃止申立書」に読み替える等）。

サブソサイエティを統合する場合は、統合されるサブソサイエティを廃止して統合後のサブソサイエティを新設する手続きをとる。

### 4. その他

サブソサイエティ新設・統廃合に関する手続きが行われた際には、その結論に関わらず、本覚書を見直して必要があれば適宜修正すること（申し送り事項を追記する等）。

### 5. 付記

- 2024年12月に「システムと信号処理サブソサイエティ」を廃止し「信号処理とその応用サブソサイエティ」および「システムデザイン技術サブソサイエティ」を新設する議論が行われたことから、本覚書の4項に基づいて見直しを行った。手続きの見直しの必要性は議論されなかったが、サブソサイエティ長が自動的に副会長となる規定（『基礎・境界ソサイエティ運営規程』の第26条2項）に関し、今後サブソサイエティが増加した場合には改訂が必要になるのではないかという指摘があった。（2025年4月12日追記）